

令和5年度

わかやま地場産業ブランド力強化支援事業

募集要領

《お問い合わせ先》

和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 企業振興課

Tel:073-441-2758 Fax:073-424-1199

令和5年4月

和歌山県

1 目的

地場産地では、賃加工・下請け型企業が依然として多数を占める構造的要因をかかえ、加えてアジア諸国からの輸入増加等による競合、国内市場の縮小等による競争激化などにより、厳しい経営状況が続いています。この様な現状を打破するためには、地場産地の企業が従来型のビジネスモデルから、企画・提案型のビジネスモデルへ脱却することが必要となっています。

本事業は、地場産地の企業が持つ技術、経験、ネットワーク等を駆使した新たなる新商品、新サービスの事業展開を目指す取り組みに対し支援を行うことにより、地場産地全体の底上げ、振興に寄与することを目的とします。

2 補助対象事業

コーディネーター、アドバイザー又はデザイナー等（以下「外部専門家」という。）を招へいし、新商品・新サービスの開発などによる新しいブランドづくりのため、事業計画の策定（事業計画策定支援事業）から試作品製作や販路開拓（新ブランド確立支援事業）まで一貫した取り組みを補助の対象とします。

(1) 事業計画策定支援事業

地場産地の企業等の強みや弱み等の現状分析や市場調査等を行い、単なる新商品・新サービスの開発だけではなく、ブランドコンセプトを基にしたブランディング戦略を構築するための取り組みに対して支援します。

(2) 新ブランド確立支援事業

地場産地の企業等の中長期的な視野に立ったブランド確立への取り組みを支援するため、新商品・新サービスの開発、試作品製作、展示会への出展等の販路開拓などの取り組みに対して支援します。

3 補助対象者

地場産地の(1)企業（単独）又は(2)企業グループ（両者をあわせて、以下「地場産地の企業等」という。）を補助対象者とします。

(1) 企業（単独）

和歌山県内所在の地場産地の中小企業者（中小企業基本法第2条に規定）

(2) 企業グループ

ア 中小企業者のグループ（グループを代表する者は(1)で示す中小企業者とします。）

イ 事業協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第3条に規定）

ウ 工業組合（中小企業団体の組織に関する法律第6条に規定）

※3(2)イ及びウを以下「地場産地の組合」という。

【注】ここでいう「地場産地」とは、原則として、建具、襖材、家具、ニット、縫製、特殊織物、作業手袋、家庭用品、綿織物、染色整理、機械金属、染料・中間体、染色、漆器、へら竿、皮革、ボタン、木材・製材、洋家具及び銑鉄鋳物等、鉱工業全般を指す。

4 補助限度額及び補助率等

(1) 補助限度額（令和5年度）

ア 企業（単独） 2,000 千円

イ 企業グループ 4,000 千円

(2) 補助率 3分の2以内

(3) 補助対象期間 最長3年間（2、3年目開始前に審査委員会（中間報告会）で審査）

(4) 3年間の補助限度額

補助対象	1年目	2, 3年目	合計	補助率
企業（単独）	2,000 千円	各 4,000 千円	10,000 千円	2 / 3 以内
企業グループ	4,000 千円	各 8,000 千円	20,000 千円	2 / 3 以内

5 事業計画書の作成及び提出

事業計画書は、事業計画策定から新ブランド確立の全体事業について作成するものとし、令和5年5月31日（水）までに、次に掲げる資料の1部を郵送の上、ア～エのデータを県企業振興課（e0610001@pref.wakayama.lg.jp）あてに送付してください。

ア 事業計画書（表紙）

イ 補助申請者の概要

ウ 補助事業計画書

エ 収支予算書（事業年度毎の収支予算書）

オ 決算関係書類（過去2年分）（表紙、貸借対照表、損益計算書）

カ 企業概要がわかる資料（パンフレット他）

キ 最近2か年の法人税又は所得税の申告書の写し

（※中小法人等の場合には法人税の確定申告書別表一、
個人事業者等の場合には所得税の確定申告書第一表）

ク 和歌山県税の納税証明書（未納のない証明）

6 補助事業の採択等

(1) 補助事業の採択は、外部有識者等により構成する採択審査委員会において、以下の例示のような観点から審査を行い、当該審査の結果を踏まえて決定します。

なお、審査時には、必要に応じ、事業計画又は中間報告の提出者から内容に係るプレゼンテーションを実施します。

（例示）

ア 基本的事項について

- ・取り巻く環境等の現況及びこれまでの取り組みを踏まえた計画内容となっているか。
- ・現有する技術やノウハウなどの資源の活用、ターゲットの設定及び新商品の開発等の展望において、新ブランド確立に向けた計画内容になっているか。
- ・単なる新商品の開発だけではなく、明確なブランディング手法（広報・販売戦略等）を用いているのか。

イ 事業計画について

- ・目標、方向性が明確であるか。
- ・事業化に向けたビジネスプラン（時期、事業内容、予算、体制等）の内容が具体的かつ現実性があるか。
- ・事業実施について、必要とされる許認可等はあるか。

ウ 事業実施体制について

- ・事業遂行に十分な能力があるか。特に、事業全体をプロデュースする専門家等の活用が明確になっているか。
- ・外部専門家等の活用に向けた実施体制構築の方向性が示されているか。

エ その他

- ・次世代を担う人材育成、技術伝承の要素があるか。

- (2) 複数年以上、継続的に補助事業を行う場合は、事業2年目、3年目の開始前に事業の進捗状況や翌年度の計画等を確認するため中間報告を行うものとし、審査委員会(中間報告会)において審査を行います。

7 補助対象経費の内容

事業遂行に必要な以下に挙げる経費

(1) 謝金

- ・指導や助言等を受けるために招へいた外部専門家に対する謝金

(2) 旅費

- ・外部専門家及び職員が情報収集、各種調査を行うための旅費
- ・外部専門家等との打ち合わせ会議等に参加するための旅費

(3) 事業費

ア コンサルタント費

コンサルタント会社等を活用するために支払われる経費

イ 会場借上費

情報、意見等の交換や検討を行うための会議等を開催するために支払われる経費

ウ 会議費

会議等を開催するために支払われる経費

エ 借損料

機器・設備類のリース料・レンタル料として支払われる経費

オ 市場調査費

市場調査等を行うために支払われる経費

カ 印刷製本費

資料・印刷物(パンフレット、事業計画書等)を作成するために支払われる経費

キ 通信運搬費

物品の運搬料、輸送料等として支払われる経費

ク 広報費

WEBサイトの構築等のために支払われる経費

ケ 展示会等出展費

小間の借り上げ・設営・装飾・運営・撤去等を行うために支払われる経費

コ 商標等出願経費

商標権・意匠権等の知的財産権の出願に要する経費

※出願に要する弁理士の代行手続きや外国特許出願のための翻訳料などに要する経費のみ対象。特許庁に納付される手数料等は対象外です。

(4) 試作品等開発費

ア コンサルタント費

試作品等開発を目的としてコンサルタント会社等を活用するために支払われる経費

イ 原材料費

試作品等の材料・部品を購入するために支払われる経費

ウ 借損料

試作品等開発のために機器・設備類のリース料・レンタル料として支払われる経費

エ デザイン費

試作品等のデザインを行うために支払われる経費

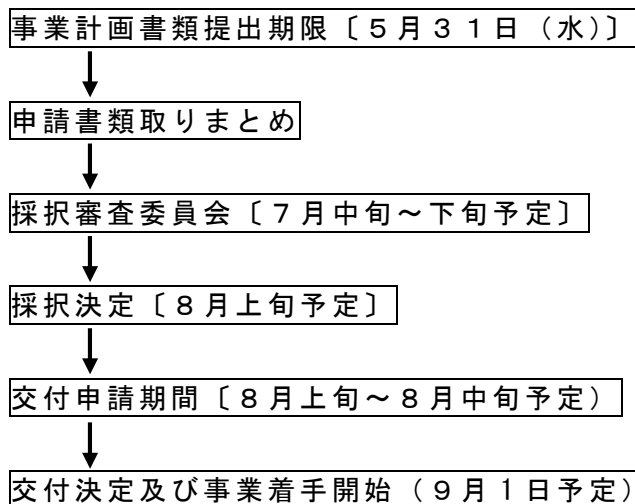
オ 製造・改良・加工費

試作品等の製造、改良及び加工を行うために支払われる経費

<コンサルタント費について>

事業の企画は事業者自身が行うことが当然であり、当該コンサルタント費により第三者に事業の企画そのもの全てを委託することは出来ません。コンサルティング会社等を活用することにより、補助事業の効果を一層高めるための費用であり、事業者自身の事業コンセプトをより具現化するための費用です。

8 補助金交付決定までのスケジュール



9 留意点

(1) 補助対象期間について

- ・ 補助事業に係る申請、補助金の交付決定、実績報告、補助金の額の確定及び補助金の支出等は年度ごとに行います。
- ・ 事業計画書は、別記第2号様式により全体の事業計画、当該年度及び次年度以降の事業内容を、また、収支予算書は、別記第3号様式により各年度毎の収支予算書を作成していただく必要があります。
- ・ 令和5年度は令和5年9月1日(予定)から令和6年3月31日までを補助対象期間(事業着手から支払いまでを行ったものが対象)とする補助金を交付決定します。
- ・ 補助申請については、改めて定める期間内に申請していただく必要があります。
- ・ 令和5年度の採択で、令和6年度以降の交付決定が保証されたものではありません。先に記した審査委員会(中間報告会)において審査を行った上で決定されます。

(2) 申請等について

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・補助対象経費の算定にあたっては、事業完了後の確定額と大きな差額が生じないように十分精査してください。
- ・申請後、内容の変更は原則認められません。何らかの事情により変更が必要となった場合は、速やかに相談してください。
- ・申請内容における個人情報等は本事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。
- ・和歌山県補助金等交付規則（昭和62年規則第28号）の第5条の2に該当する場合には、補助金の交付が出来ない事がありますので、ご注意下さい。

【参考】和歌山県補助金等交付規則第5条の2

知事は、補助金等の交付の申請をした者（法人にあっては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

(3) 進捗状況、事業成果等の検証について

- ・上記6のとおり、複数年以上継続的に事業を行う場合は、事業2年目、3年目の前に事業の進捗状況や翌年度の計画等を確認するため中間報告を行うものとし、審査委員会（中間報告会）において審査を行います。その審査結果によっては、次年度以降の補助を打ち切ることがあります。
- ・事業化等により収益を得た場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に返納していただくことがあります。

(4) 申請書類の入手方法について

- ・申請書の様式は、県企業振興課ホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/061000/homepage/index.html>